

教保健第 401 号
令和 2 年 3 月 27 日

県立学校長 殿

岡山県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

教育活動の再開へ向けた集団感染防止のための対応について

新学期からの教育活動の再開については、令和 2 年 3 月 24 日付け教政教第 684 号「新学期からの県立学校における教育活動の再開等について」により学校再開の準備を行っていただくようお願いしているところです。

学校再開にあたっては、県内において新型コロナウイルス感染者が確認されたことから、各学校においても、いつ感染が起きてもおかしくないという危機感を持ち、集団感染のリスクが高いと考えられる「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に避ける等の対策（①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える）を行っていただく必要があります。

しかしながら、学校教育活動の中では、②多くの人が手の届く距離に集まらない、③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるといった行動を完全に抑制することは困難であり、特に屋内では、できる限りマスクの装着を行うべきであると考えています。

また、文部科学省から別添のとおり各学校等における教育活動の再開へ向けたマスクの準備について、事務連絡があったところです。

教育活動の再開後に、学校において集団感染が発生し、再度、臨時休業を行う必要が生じないように、各学校においては、現在の国内の感染の状況は爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない危険な状態であることを教職員、保護者、児童生徒が認識し、対策を緩めることなく全力で取り組む必要があります。

については、次のとおり手作りマスクの作成の協力や新学期以降の検温の徹底などについて、添付の保護者宛の文書例を活用しながら保護者への周知を図り、理解と協力を得て適切に対応するようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策については、日々状況が変化しているため、今後の状況によっては対応を見直す場合があります。

記

1 マスクの着用

児童生徒の間での飛沫による感染リスクを最小限に抑えるため、児童生徒はできるだけ校内でマスクを着用するよう指導すること。

マスクは手作りでも市販のマスクでも構わない。

2 手作りマスクの作成

別添の手作りマスクの資料を参考にするなど、可能な限り学年末休業及び学年始め休業期間中に、各家庭において、手作りマスクを複数枚（洗い替えができるように）作成するよう保護者に協力を依頼すること。

3 毎朝の健康観察の徹底

- ・児童生徒は、保護者の協力を得て、登校前に必ず検温し、発熱（37.5度以上）があった場合や、咳等の風邪の症状がある場合には、登校を控え自宅で様子を見るよう保護者に徹底し、協力を得ること。
- ・登校時には、教職員は児童生徒の家庭での検温結果を確認するとともに、検温を忘れて児童生徒には必ず検温し、発熱（37.5度以上）があった場合や、登校後に発熱や咳等の風邪の症状が出た場合には、別室で待機させ、保護者と連絡を取った上で帰宅させること。
- ・登校後に症状が出て帰宅させる際の、保護者への連絡や学校が行う対応について、保護者に予め周知して理解を得ておくこと。

4 教職員のマスクの着用

教職員についても、飛沫による感染リスクを最小限に抑えるため、マスクを着用するよう努めること。

【本件連絡先】

県教育庁保健体育課 電話（086）226-7591（児童生徒の健康管理に関すること）

県教育庁福利課 電話（086）226-7604（教職員の健康管理に関すること）

保護者あて文書例

令和2年 月 日

保護者 様

岡山県立〇〇学校

校長 〇〇 〇〇

新学期からの集団感染防止のための協力をお願いについて

平素から、本校の教育活動への御理解と御協力に厚く御礼申し上げます。

新学期からの学校の再開後に、学校において集団感染が発生し、再度、臨時休業を行うことがないように、学校においても新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組むこととしておりますが、現在の国内の感染の状況は、未だに大規模流行につながりかねない危険な状態であることを学校、児童生徒、家庭等がしっかりと認識し、対策を緩めることなく引き続き全力で取り組む必要があります。

ついては、児童生徒の健康・安全を第一に考え、次のとおり手作りマスクの作成や新学期以降の検温の徹底等について御理解と御協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策については、日々状況が変化しているため、今後の状況によっては対応を見直す場合があることを申し添えます。

記

1 マスクの着用

- ・児童生徒の間での飛沫による感染リスクを最小限に抑えるため、児童生徒はできるだけ校内でマスクを着用するようお願いいたします。
- ・マスクは手作りでも市販のマスクでも構いません。

2 手作りマスクの作成

- ・別添の手作りマスクの資料を参考に、可能な限り春休み中に、各家庭において、手作りマスクの複数枚（洗い替えができるように）の作成をお願いいたします。
- ・ガーゼ生地などのマスクの材料については、入手が困難な状況も考えられますので、作成にあたっては、飛沫を最小限に抑えるためになるべく布目の細かい布の利用をお願いいたします。

3 毎朝の健康観察の徹底等

- ・朝、登校前には必ず検温し、発熱（37.5度以上）があった場合や、咳等の風邪の症状がある場合には、登校を控え自宅で様子を見るようにお願いします。
- ・登校時には、教職員が児童生徒の家庭での検温結果を確認するとともに、検温を忘れて児童生徒には必ず検温します。発熱（37.5度以上）があった場合や、登校後に発熱や咳等の風邪の症状が出た場合には、別室で待機し、保護者に連絡の上、帰宅することとなりますので、学校からの連絡やお迎え等に速やかに対応していただきますようお願いします。



事務連絡
令和2年3月25日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・指導事務主管課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

各学校等における教育活動の再開へ向けたマスクの準備について

新型コロナウイルス感染症への対応については、「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」（令和2年3月24日付け元文科初第1780号文部科学事務次官通知。以下「通知」という。）において、各学校等の再開へ向けたガイドライン等をお示ししたところです。

新型コロナウイルス専門家会議の分析（「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」令和2年3月19日）によれば、国内の感染状況について、一部の地域での感染拡大が見られ、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大流行につながりかねないと見解が示されています。このため、新学期以降も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すことが必要です。

通知では、集団感染を防ぐために日常において、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に回避する対策が不可欠であることを踏まえ、学校では、特に「(1)換気の徹底」と「(2)近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等」の対応をとっていただくようお示しました。

そのうち、「(2)近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等」については、「咳エチケット

の要領でマスクを装着するなどするよう指導すること」としたところであり、集団感染のリスクを避けるため、特に屋内で、近距離での会話や発声が必要な場面では、できる限りマスクの装着をお願いします。

他方、現在マスクの需要が大幅に高まり、供給が追いつかないため、政府としてマスクの供給不足への対応に取り組んでいるところですが、各家庭が市販のマスクを入手することが困難な状況が続いております。そこで、各設置者・学校等におかれては、学校等において装着するマスクが児童生徒等に行き渡るよう手作りマスクの作成・使用（別添資料・下記リンク参照）についても積極的に検討願います。まず、新年度の学校再開に向けたマスクの準備について、春休み中に家庭において手作りマスクを作成していただくよう、その普及に向けた取組をお願いします。

また、家庭において十分な対応が困難であることも考えられることから、地域においても、子供の育ちに関わる地域の関係者（家庭教育支援員や地域学校協働活動推進員等）や関係機関（社会教育施設等）を中心に、学校・家庭・地域が連携して、手作りマスクの普及に取り組んでいただきますようお願いいたします。

さらに、各学校においても、養護教諭や家庭科、技術・家庭科担当教師等を中心に手作りマスクを作成する学校教育活動を行うことなども考えられます。

なお、上記のような工夫を行ってもなおマスクが児童生徒等に十分に行き渡らない場合も考えられますので、マスクを入手できない児童生徒等がいじめ等を受けることのないよう、生徒指導上の配慮等を十分に行っていただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

○マスクの作り方（文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」内）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課保健管理係

TEL：03-5253-4111（内線2976）FAX：03-6734-3794

【地域における取組に関すること】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課企画係

TEL：03-5253-4111（内線3488）FAX：03-6734-3718

やってみよう！

新型コロナウイルス感染症対策

みんなのできること



新型コロナウイルスから身を守る方法や
他人にうつさないために心がけることを
わかりやすく紹介する動画を公開いたしました。

マスクがない場合に、自作する方法も紹介しています。

タレントの鈴木福くんと夢ちゃんと一緒に
是非ご家庭でも学んでみてください。



動画はこちらから！
文部科学省YouTube「MEXTchannel」
<https://youtu.be/219-0tHGje8>

